

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第
53号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

消費税法及び地方消費税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市健康増進センターの利用料金の上
限額を改定することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第153号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「9,000円」を「9,250円」に改め、同項第2号中「7,000円」を「7,200円」に改め、同項第3号中「5,000円」を「5,140円」に改める。

別表第2施設（駐車場及び付属施設を除く。）の利用の項中「6,500」を「6,680」に、「7,600」を「7,810」に、「1,100」を「1,130」に、「900」を「920」に、「600」を「610」に改め、同表備考2中「つど」を「都度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る京都市健康増進センターの利用に係る料金については、なお従前の例による。

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）